



発行 東京都

目次

12

条 例

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)……………一
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)……………三
- 平成二十七年分都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例……………(総務局)……………六

条例のあらまし

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (条例第二号)

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七年法律第四五号)の施行に伴い、特定遊興飲食店営業の許可等に係る規定を設けるとともに、所要の改正を行うほか、規定を整備します。
- (一) 特定遊興飲食店営業の営業所の設置を許容する地域、営業を制限する時間、営業所周辺の騒音又は振動の上限等を定めます。
- (二) ゲームセンターへの年少者の立ち入らせに係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二八年六月二三日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第三号)

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七年法律第四五号)の施行に伴い、特定遊興飲食店営業の許可等に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- (例) 特定遊興飲食店営業の許可に係る手数料
 - 三月以内の期間を限って営む場合 一四、〇〇〇円
 - その他の場合 二四、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成二八年六月二三日ほかから施行します。

●平成二十七年分都と特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例 (条例第四号)

- 一 平成二七年度分の特別区財政調整交付金の基準財政需要額の算定について特例を設け、基準財政需要額を再算定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年東京都条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

第四条の見出しを「（特別な事情のある日）」に改め、同条第一項中「第十三条第一項」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二を次のように改める。

（特別日営業延長許容地域の指定等）

第四条の二 法第十三条第一項第一号の特別な事情のある地域として条例で定める地域（以下「特別日営業延長許容地域」という。）は、次項で定める地域のほか、規則で定める地域とする。

2 法第二条第一項第四号の営業（ばちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）第八条に規定する営業に限る。第五条において同じ。）を除く風俗営業について、法第十三条第一項第二号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域（以下「営業延長許容地域」という。）は、商業地域のうち規則で定める地域とする。

（営業時間の延長）

第四条の三 法第十三条第一項ただし書の条例で定める時は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 法第十三条第一項第一号に該当する場合 午前一時以後であつて地域の区分ごとに規則で定める時

二 法第十三条第一項第二号に該当する場合 午前一時以後であつて規則で定める時
 第五条の表法第二条第一項第七号の営業の項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同表法第二条第一項第八号の営業の項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に、「午前一時」を「前条第二号の規則で定める時」に、「第四条第一項」を「第四条」に、「同条第三項」を「前条第一号」に改める。

第六条第一項中「第十五条（」の下に「法第三十一条の二十三及び」を加え、同項の表地域の項中「日出時から午前八時までの間」を「午前六時後午前八時前の時間」に、

「午前八時から日没時までの間」を「午前八時から午後六時前の時間」に、「日没時から翌日の午前零時までの間」を「午後六時から翌日の午前零時前の時間」に、「午前零時から日出時までの間」を「午前零時から午前六時までの時間」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

八 営業所の周辺において客が投棄したと認められるごみ又は排せつ若しくは吐しやしたと認められる物を放置したままにしないこと。

第七条第二項中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改め、同項第三号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。第八条を次のように改める。

（年少者の立入りの制限）

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第十一条中「日出時」を「午前六時」に改める。

第十二条中「日出時」を「午前六時」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条の二の次に次の三条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所の設置を許容する地域の指定）

第十二条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。ただし、病院、診療所並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設並びに保育所及び幼保連携型認定こども園（午前零時から午前六時までの時間において同法第四条第一項に規定する児童が利用することのできる施設に限る。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲百メートル以内の地域（商業地域のうち、規則で定める地域に該当する部分を除く。）を除く。

一 商業地域のうち規則で定める地域

二 前号に掲げるもののほか、東京都公安委員会が政令第二十二條に規定する基準に照らし相当と認め規則で定める地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第十三条 特定遊興飲食店営業は、東京都内全域において、午前五時から午前六時までの時間においては、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第十四条 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- 二 客の求めない飲食物を提供しないこと。

三 営業所において、その営業に係る料金で次に掲げる種類のものを表示すること。

イ 入場料金、遊興料金、飲食料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客が遊興をし、又は飲食をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金

ロ サービス料金その他名義のいかんを問わず、客が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金でイに定めるもの以外のものがある場合にあつては、その料金

四 前号の規定による料金の表示は、次のいずれかの方法によること。

イ 壁、ドア、ついたてその他これらに類するものに料金表その他料金を表示した書面その他の物(以下この号において「料金表等」という。)を客に見やすいように掲げること。

ロ 客席に料金表等を客に見やすいように備えること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、注文前に料金表等を客に見やすいように示すこと。

五 第三号の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。

六 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。

七 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。

八 営業所において、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業を営み、又は他の者に営ませないこと。

九 とはくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

十 営業所の周辺において客が投棄したと認められるごみ又は排せつ若しくは吐しやしたと認められる物を放置したままにしないこと。

第十五条の次に次の一条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第十六条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は法第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中しており、特に良好な風俗環境の保全を図る必要がある地域であつて規則で定める地域とする。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三号

警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例

警視庁関係手数料条例(平成十二年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 八の項中

(五) 法第二十七条第四項 (法第三十一条の第十二 二項において準用する場 合を含む。)又は第三十 一条の二第四項(法第三 十一条の七第二項及び第 三十一条の十七第二項に おいて準用する場合を含 む。)の規定に基づく届	性風俗関連 特殊営業の 開始届出確 認書等の再 交付手数料	千二百円	再交付 申請の とき。
---	---	------	-------------------

を

出書の提出があった旨を記載した書面の再交付

(㉔) 法第二十七条第四項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)又は第三十一条の二第四項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付

性風俗関連
特殊営業の
開始届出確
認書等の再
交付手数料

千二百円

再交付
申請の
とき。

特定遊興飲
食店営業許
可申請手数
料

次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該申請を行う者が東京都において同時に他の法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額)
イ 三月以内の期間を限りて営む法第三十一条

許可申
請のと
き。

(㉕) 法第三十一条の二十三において準用する法第五
条第四項の規定に基づく
許可証の再交付
法第三十一条の二十三

特定遊興飲
食店営業許
可証再交付
手数料

千四百円

再交付
申請の
とき。
書換え

の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元(法第三十一条の二十三において準用する法第四
条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万八千円)
ロ その他の審査 二万四千元(法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八千円)

<p>において準用する法第九 条第四項の規定に基づく 許可証の書換え</p>	<p>食店営業許 可証書換手 数料</p>	<p>八千六百円(当該申請を 行う者が東京都において 同時に他の法第三十一条 の二十三において準用す る法第七条第一項の規定 に基づく承認の申請を行 う場合における当該他の 同項の規定に基づく承認 の申請に係る審査にあつ ては、三千八百円)</p>	<p>申請の とき。</p>
<p>に</p>			
<p>承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲 食店営業所 構造設備変 更承認申請 手数料</p>	<p>定に基づく承認の申請を 行う場合における当該他 の同項の規定に基づく承 認の申請に係る審査にあ つては、三千三百円)</p>	<p>承認申 請のと き。</p>
<p>(七) 法第三十一条の二十三 において準用する法第七 条の二第一項の規定に基 づく特定遊興飲食店営業 者たる法人の合併に係る 承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲 食店営業合 併承認申請 手数料</p>	<p>一万三千元(当該申請を行 う者が東京都において同 時に他の法第三十一条の 二十三において準用する 法第七条の二第一項の規 定に基づく承認の申請を 行う場合における当該他 の同項の規定に基づく承 認の申請に係る審査にあ つては、一万円)</p>	<p>承認申 請のと き。</p>
<p>(六) 法第三十一条の二十三 において準用する法第七 条の三第一項の規定に基 づく特定遊興飲食店営業 者たる法人の分割に係る</p>	<p>特定遊興飲 食店営業分 割承認申請 手数料</p>	<p>一万円(当該申請を行 う者が東京都において同 時に他の法第三十一条の 二十三において準用する 法第七条の三第一項の規</p>	<p>承認申 請のと き。</p>
<p>(五) 法第三十一条の二十三 において準用する法第二</p>	<p>特定遊興飲 食店営業所 手数料</p>	<p>講習一時間につき六百五 十円</p>	<p>講習申 込みの</p>

十四条第六項の規定に基 づく営業所の管理者に対 する講習	管理者講習 手数料	とき。
------------------------------------	--------------	-----

改める。

別表第二 三の部一の項中「試験(以下)の下に「この表において」を加え、「第十條の二の表第一項」を「第十四條の表一の項」に改め、「もの(以下)及び」をいう。以下)の下に「この表において」を加え、同部二の項中「以下)の下に「この表において」を加え、同表四の部一の項中「許可(以下)の下に「この表において」を加え、「第七條」を「第八條」に改め、「の遊技機(以下)及び「未認定遊技機(以下)の下に「この表において」を加え、同部二の項中「以下)の下に「この表において」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、別表第一 八の項の改正規定(㉔に係る部分に限る。)は、同年三月二十三日から施行する。

平成二十七年分のとと特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例を公布する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四号

平成二十七年分のとと特別区及び特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例(昭和四十三年東京都条例第十五号)別表に定める単位費用は、平成二十七年分分限り、同表一の部一の款一の項中「二五、一六六円」とあるのは「二六、九五四円」と、同部二の款一の項中「一二、六八六円」とあるのは「一三、七四三円」と、同表二の項中「六三、四九五円」とあるのは「六三、六八五円」と、同表五の項中「二九、四四四円」とあるのは「三〇、四〇三

円」と、同表二の部一の款一の項中「一、七五〇円」とあるのは「二、二〇三円」と、同部二の款一の項中「七八五円」とあるのは「九八八円」と、同表三の項中「二二、九一七円」とあるのは「二九、一五三円」と、同部五の款一の項中「一七八円」とあるのは「二三九円」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001
 定価 本号 三〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七號 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

